

大阪府特別職報酬等審議会 議事概要（第8回）

日時 平成23年7月28日（木）15時～17時10分

場所 大阪府公館

出席者 池田会長、渡部会長代理、井垣委員、大久保委員、岡本委員、立野委員、
中村委員、橋本委員

（大阪府：審議会事務局）岩田人事室長、谷副理事、太田企画厚生課長 ほか

傍聴者 1名

（議事概要）

○議員報酬の水準について（資料番号1、1-1～5、4～8）

（諮問の主旨や現在に至るまでの経過についてあらためて確認）

（事務局から配布資料についての説明）

（意見交換要旨）

- ・水準の議論を進めていくにあたっては、理念的なものから考えていくべき。6月末に総務省の国勢調査の速報結果が出たが、大阪府の人口構成が非常に深刻な状況にある。人口構成は府の経済、財政に直接影響するもの。15～64歳の層が全国平均では66.4%あるが、大阪府は67.5%であり、5年前と比較して3.3%減少。人口構成から見ても納税者が減りつつある。私は、今の考えでは丙案を提案したい。
- ・税収は、今の状況であれば当然減っていく。あわせて議員報酬を減らすことで、人材が落ちるかということはないと思うが、生活給ということだと、なり手は少なくなるだろう。議員数を減らして給与抑制して、必要な手当を出していくのも方法。
- ・議員ヒアリングの中で、定数削減の話とは直接関係ないというのが総意と受け止めたので、審議会としてはあるべき水準を出していくことではないか。
- ・審議会としては、定数を減らすという提案をすべきでは。民間でも業績が悪くなれば、役員数を減らすという検討に入ると思う。
- ・88人よりも圧縮するということか。
- ・諮問の射程内に入るかどうか、工夫する必要があると思う。
- ・地方議会議員年金制度が廃止になったので、議員の掛金負担がなくなる。その分は報酬から減らす要素として考えるべき。
- ・甲案に民間の水準と比較すると入っているが、その比較は外すべき。
- ・二元主義の米国では本業を持ちながら議員をしているので、報酬が高くななくてもすむ。土日や夜間の議会をやっていて低コストで効率的にできているが、我が国ではそうして例は少ない。議会の運営のあり方の改善をすれば少ない報酬でもできる。
- ・議員の期末手当の支給については見直す余地があるのでは。
- ・議員で期末手当を出しているのは日本だけ。議員の職務、職責には無関係であり、全廃すべきでは。実費弁償についても不必要なものは見直すべき。
→議員の実費弁償については、東京等への管外出張については支給されているが、日頃の自宅から府庁までの交通費は一切支給されていない。
- ・理念的には、府民から見て分かりやすい、透明性を担保すべき。政務調査費が非常に分かりにくい。限られた期間でもあるので、現実性のある答申を出すべきでは。

議会制度のあり方は理念としては理解できるが、今後、日本各地で考えていくべきもので答申のいずれかに付記するという現実的な対応も必要。政務調査費は、報酬に加えた上で減額してはどうか。

- 政務調査費も含めてははっきりした方がいいのでは。
- 生活給の部分もあるので、報酬本体は十分見た上で、期末手当を減らすことも考えられる。
- 議員は兼業でできるほど甘くないのでは。
- 政務調査費を報酬に入れてしまうと、ブラックボックス化してしまう恐れもあるので、今の見える化に反することになりかねない。
- 政務調査費は立法調査のためにできたものなので、それに対応できる議会事務局のスタッフを充実させるべき。
- 経済でいうと増やさないといけない部分もある。減らすことによって経済に影響を及ぼすこともある。報酬を下げることは人材確保の点も考えないといけない。
- 期末手当については疑問に思っている。水準については、単純な発想かもしれないが、行政職の給与、期末手当を含めた部分を見ると、部長よりも少し少なく、課長よりも少し多いという次長クラスぐらいの年俸ということではどうか。生活者の感覚としては、1,000～1,100万円ぐらいが議員に見合う水準ではないかと思う。
- 資料番号5で一般職の改定率が105.4との説明があったが、年収ベースでみるとどうなるのか。
→ボーナスが入るのでかなり下がると思うが、次回までに資料を用意する。
- 民意を踏まえて決めていくとのことだが、ヒアリングだけで決めてしまうのが果たして民意を踏まえたことになるのだろうか。
- 民意を踏まえることについて、審議会そのものが民意であるということ踏まえて答申すべきという古い通達があり、我々は民意の代表として審議をしているもの。
- あるべき水準として出すのであれば、哲学を踏まえることが非常に重要。哲学は何かを委員間で再確認した上で、案として出されている指標が妥当なのかどうか、知事からの諮問を踏まえると、それなりに骨のあるものを出すべきだと思う。
- 先日、議員と意見交換をしたが、職務に関する説明よりも選挙に通るための活動が時間的には多いと感じた。選挙活動は職務でないとすると現在の報酬は高いということになるのでは。
- 日本型の選挙制度を全面的に否定することも難しいのでは。
- 議員の職責は、立法と行政の監視。日本では条例案の提出者は、95%が首長。その条例案の多くが無修正で通っているのは、議員としての機能を果たしていないと言わざるを得ない。
- 秘書のコストや事務スタッフの活用次第では、コストを削減できるとの話があるが、それを踏まえて報酬を下げるのなら、前段階としての捌きが必要では。制度改善の提案をした上で、そうなるのであればこれぐらいの削減が可能といったある程度の道筋を示す必要がある。コストカットが可能だと思うが、あとの方法はお考えくださいでは実現可能性の問題でどうか。どの部分を審議会で検討するのかを明確にすべき。
- 現状を是とする中で議論しては、改革はできないのでは。
- 夜間休日の議会開催については、意見交換の中では、実施したところもあったが、効果はなかったという意見だったと思う。

- 議員はそのようにおっしゃるかもしれないが、一般の人に聞けば議員本来の機能を果たしていないのではという意見が圧倒的に強いのでは。
- 理想論的なところを答申にどのように反映していくのか、また、今ある素材の中で検討していくのが課題だが、議会制度論は課題について触れつつ、現在、入手できている情報の中で判断していくべきではないか。
- 議会開催の時間や秘書スタッフの設置について言及するのは難しいかと思う。
- 納税者の立場に立って考えるべきでは。第1回審議会で知事は、あるべき論を提言してくださいと。あとは自分が実務的に判断して調整するという主旨のことをおっしゃられたので、我々はあるべき論を明確にするべきだと思う。
- あるべき論でいうと、今の議員報酬は低すぎるという考え方もあると思う。
- 審議会の権限の範囲もあるし、答申が全く実現性のないものであればどうなのかということもあるので、そのあたりも十分に踏まえながら対応していく。
- 丙案に対する異論がないので、次回、案を提示し調整したい。

○知事等給料の水準について（資料番号2）

（事務局から配布資料についての説明）

（意見交換要旨）

- 知事と副知事の役割や職責が少し違うように思った。知事等ということで一括りにするのかどうか議論が必要。
- やはり、知事と副知事ではかなり違うのでは。知事は民間人なのである程度、給料はあるので十分やっていける部分はある。知事は極端な話、ゼロも考えられる。
- ゼロは極端かもしれないし、今の橋下知事を基準にすればそうかもしれないが、審議会で答申する以上、今後、10年ぐらい使える水準にしないとイケない。
- 副知事の水準検討にあたっては、甲案にあるような指標が必要では。知事は政治的な要素が強いので自ら判断するということから、丙案で対応することになるのでは。
- 現状から考えれば、知事の給料が副知事の給料を下回ってもよいという気がする。
- 現状はそうかもしれないが、今後のことを考えると良くないと思う。
- 知事は公選職なので、そもそも違う。給料をみて知事になるようなものではない。
- 副知事は民間から抜擢する場合もあるので、あまり低い額であるといい人材を確保できないのでは。
- 知事は二元主義の一端であり、生活するためではなく、一定の政治理念に基づいて知事になれるもの。府の財政状況を考えると、半減やゼロという答申があってもおかしくない。副知事の給料は、生活給的な要素もあり、知事と議員の間ぐらいの水準では。
- 資料2の総論の冒頭に業務の実態が出てくるのは違和感がある。実態の前に報酬のあり方について触れるべきでは。
- こうした財政状況に危機感をもって対応されている知事に申し訳ないですけど、何分の1かにしてくださいというのは、決して失礼ではない。
- 知事が丙案、副知事が甲案という意見もあったが、知事、副知事とも丙案として、副知事は減額率を緩和するということがいいのでは。

○行政委員報酬の水準について（資料番号 3、9）

（事務局から配布資料についての説明）

（意見交換要旨）

- ・委員会一律で日額とするのは迷う。委員長と委員の差を設けるのは当然。また、委員会毎の単価の差をつけないということでもいいと思う。
- ・公安委員会は勤務日数が多く、24時間拘束されるということから日額でよいのか。
- ・原則として日額化すべきで、例えば公安委員会は月額でもいいのでは。
- ・現行の月額水準を実働日数で割ると、1日の単価が国の非常勤職員の最高限度額である 35,200 円を大きく超える委員会があり、府民理解は得られない。実態に即した形で支給すべき。
- ・行政委員については、丙案でいくべき。財政状況のよい静岡県でも実質半減のようなことをしていることから考えると、大阪府は参考にすべき。
- ・各都道府県の報酬額の一覧を再確認した上で、参考になるところもあるのでは。その一覧では、日額に移行している中、公安委員会は月額のままのところが多い。
- ・日額容認の流れではあるが、単純に日額化するよりは、月額と日額を併用する方が将来の訴訟リスクの観点から好ましいのでは。
- ・現在の流れは、大津地裁の判決が非常にセンセーショナルな形で出たことにある。その後、控訴され大阪高裁の判決が出たが、一方で兵庫県の判決は行政側が勝訴、各府県での月額報酬についても訴訟提起されているが、基本的な流れは、議会の裁量権を認める判断が多く、恐らく最高裁でもその考え方は覆らないのではないかと。
- ・丙案であれば、委員会の現状の実態を反映できることからよいのでは。
- ・日額の委員会と月額の委員会を分ける基準が非常に難しいのでは。そのことから、月額と日額を併用すればいいのでは。
- ・行政委員はある意味ボランティア的なもの。水準をもっと下げるべき。
- ・私の考える併用というのは、日額の委員会と月額の委員会が混在する形と考えている。丁案として甲～丙案と区分して考えていくべき。
- ・多様な意見があるので、今日のところは、特定の案を除外することはできない。
- ・次回は、国の非常勤職員の限度額という議論や全国的に見ても 35,000 円というところが多いので、35,000 円を基準として数字をお示しすることとし、議論いただきたい。
- ・現在の日額化の動きは、大津地裁判決に対する過剰な反応とも言えるので、そろそろ収斂していくことを踏まえれば、冷静な月額制の議論ができるのでは。
- ・冷静な月額制の議論としては、徳島県や香川県の報酬額は、全て月額で報酬も低く抑えられていると思う。栃木県や群馬県、岩手県もしかり。
- ・次回は、甲案、乙案、丙案をそのまま活かす形での議論やそれらの組み合わせについての議論もあるかも知れないが、次回、案を提示し議論する。

○その他

- ・議員、知事のあるべき水準の議論にあたっては、丙案とした上で、参考指標は民間企業の役員等の報酬は除外し、それ以外の指標をもとに案を作成する。
- ・次回会議は、8月4日（木）午前10時からの予定。